

26/30

秘

(昭二七三、二〇訂 理外債)

基本要綱に関する若干の註解

本稿は、交渉の展開をはかるため、
非公式会談において、
得るべき点を説明するため、
作成したものである。
覚書とし、

一 (イ) 日韓両国の友好関係について今后百年の大計を考へる場合には、
その充足において道理にかなつた基本関係からスタートすべき
であることは論を俟たない。

(ロ) 即ち第三国の圧力又は条約の一方的解釈若くは既成の事実等を
理由にして国際法の原則として駁に確立されてゐる私有用正法
尊重の理念を無視することは許されない。

(ハ) 基本要綱下の (一) は右の原則の確証を求めたものであつて当然の
道理といふべく絶対に譲れない日本国民の要請である。

二 右の原則が確認された場合においても、事案問題として、日本側

の私有財産権の確認又は回復については次のような制約又は該地の余地在存在するものと思われる。

(1) 事実上の制約としては北鮮に所在する財産については差当りその確認又は回復の実際的効果を期待しえない。

(2) 南鮮に所在する財産についても日本側としては、次の程度の譲歩は、具体的実施細目の協議のさいに、その実施が相互に且つ衡平に行われることを条件として、これをなす用意がある。

(3) 不動産に家産、工場等については、韓国側の責に帰しえない動産その他の事由によりその相当部分が損壊しているものと思はれる。この場合には日本側としてはその原状回復又は損害の補償を求めようとは考えていない。

(4) 不動産のうち、土地殊に農地については、韓国政府において、農地改革等農民保護の立場からとられた諸施策は、これを認めるにやぶさかではない。従つてこの場合日本側地主等の権

利の確認又は回復は實際問題としては当該農地の収用対価を要求するに止まることとならう。

又収用対価は、リーズナブルであれば足りると思われる、必ずしも再取得価額を要求せんとするものではない。

(5) 鉱業権、漁業権等についても前記(4)に準じ独立国家としての立場から国際慣習に従つてなされた韓国民の利益保護の立法を認める用意がある。

(6) 在外会社の株式についてはこれらの株式が基本産業の会社の株式である場合等、個々の場合に応じ民族資本育成の見地等からする韓国民への当該会社の過半数株式の譲渡については交渉に應ずる用意がある。この場合、当該会社の在日財産の処理については、要綱三の(一)及び要綱四の趣旨の徹底をはかるものとする。

(7) 預金その他の金銭債権についてはインフレーションの結果償

務者にとつてはその負担は極めて軽微なものと思はれる。
又動乱其の他により債務者が確認出来ない場合も多いことと思われるがこれは総て私的な請求に委ねられるわけである。
三、請求権の決済については、現実的にその能力等を考慮して、その時期方法等について好意的に協議する用意がある。
四、右のような次第で基本要綱下の(一)を確認することは韓国における日本の経済的支配の復活を確認することに外ならないとする韓国側の懸念は解消するものと信ずる。

23/30

極秘

(昭二七三二〇訂 理外債)

基本要綱に関する若干の註解

本稿は、交渉の展開をはかるため、
非公式に説明するための覚書として
作成したものである。

一、(4)日韓両国の友好関係について今后百年の大計を考える場合には、その充足において道理にかなつた基本関係からスタートすべきであることは論を俟たない。

(4)即ち第三国の圧力又は条約の一方的解釈若くは既成の事実等を理由にして国際法の原則として既に確立されている私有財産権を尊重の理念を無視することは許されない。

(4)基本要綱下の(一)は右の原則の確認を求めたものであつて当然の道理といふべく絶対に譲れない日本国民の要請である。

二、右の原則が確認された場合においても、事実問題として、日本側

の私有財産権の確認又は回復については次のような制約又は制限の余地が存在するものと思われる。

(1) 事實上の制約としては北鮮に所在する財産については、当然その確認又は回復の実際的効果を期待しえない。

(2) 朝鮮に所在する財産についても日本側としては、次の程度の譲歩は、具体的実施細目の協議のさいに、その実施が相互に且つ衡平に行われることを条件として、これをなす用意がある。

(3) 不動産に家屋、工場等については、韓国側の責に帰しえない動産その他の事由によりその相当部分が損壊しているものと思はれる。この場合には日本側としてはその原状回復又は損害の補償を求めようとは考えていない。

(4) 不動産のうち、土地殊に農地については、韓国政府において、農地改革等農民保護の立場からとられた諸施策は、これを認めるにやぶさかではない。従つてこの場合日本側地主等の相

利の確認又は回復は實際問題としては当該農地の収用対価を要求するに止まることとならう。

又収用対価は、リーズナブルであれば足りると思われ、必ずしも再取得価額を要求せんとするものではない。

(5) 鉱業権、漁業権等についても前記(4)に準じ独立国家としての立場から国際慣習に従つてなされた韓国民の利益保護の立法を認める用意がある。

(6) 在外会社の株式についてはこれらの株式が基本産業の会社の株式である場合等、個々の場合に應じ民族資本育成の見地等からする韓国民への当該会社の過半数株式の譲渡については交渉に應ずる用意がある。この場合、当該会社の在日財産の処理については、要綱二の(一)及び要綱四の趣旨の徹底をはかるものとする。

(7) 預金その他の金銭債権についてはインフレーションの結果債

務者にとつてはその負担は極めて輕微なものと思はれる。

又動乱其他により債務者が確認出来ない場合も多いことと思われるがこれは總て私的な請求に於ねられるわけである。

三、請求權の決済については、現実にその能力等を考慮して、その時期方法等について好意的に協議する用意がある。

四、右のような次第で基本要綱下の(一)を確認することは韓国における日本の經濟的支配の復活を確認することに外ならないとする韓国側の懸念は解消するものと信ずる。